

京都メカニズム活用のための体制整備について

平成 14 年 7 月 22 日
地球温暖化対策推進本部幹事会決定

地球温暖化対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）は、地球温暖化対策推進本部決定「京都メカニズム活用のための体制整備について」（以下「本部決定」という。）を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 京都メカニズム活用連絡会の任務

本部決定の1に基づき、京都メカニズム活用連絡会（以下「連絡会」という。）は、京都議定書に基づく共同実施（J I）及びクリーン開発メカニズム（C D M）に係る締約国としての事業の承認（以下「事業承認」という。）及び事業承認に係る手続その他必要な事項の決定を行う。

2. 京都メカニズム活用連絡会の構成省庁

連絡会は、J I及びC D Mのプロジェクトに関連の深い、内閣官房、環境省及び経済産業省並びに外務省、農林水産省及び国土交通省の担当課室長で構成する。ただし、必要に応じて、連絡会の構成省庁を追加等することができる。また、連絡会の庶務は、環境省と経済産業省の協力を得て、内閣官房にてこれを行う。

3. 事業承認及び支援の体制

（1）事業承認の申請

- ① 個別のプロジェクトに係る承認申請については、当該申請を行う事業者等の判断に基づき、円滑かつ迅速なプロジェクトの推進を確保する観点から、連絡会のいずれの構成省庁においても、事業者等の事業承認の申請を受理することができる。
- ② 事業承認の申請は、電子的な手続に加えて、書面による手続も行うことができる。

（2）プロジェクト支援担当省庁等について

- ① プロジェクト支援担当省庁は、プロジェクトの開始から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況の把握及び側面支援を行うとともに、事業承認の手続における実務を行う。
事業承認の申請を受理した連絡会の構成省庁は、連絡会への報告を行う。連絡会においては、申請を行った事業者等の意向を踏まえてプ

プロジェクト支援担当省庁を決定し、当該事業者等に連絡する。なお、各プロジェクトについては、関係省庁が複数にまたがる場合も想定される。

連絡会の他の構成省庁において、プロジェクト支援担当省庁等として、追加的に参加等の意見がある際には、必要に応じて連絡会において調整を行う。

- ② 外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクト開始から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国及び関係国際機関等との外交的手続及び相手国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う。

(3) 承認プロセス等

プロジェクト支援担当省庁は、申請内容を審査の上、事業承認をして問題ないと認める際には、連絡会に対してその旨を報告し、連絡会において事業承認を行う。また、連絡会における事業承認が行われた場合は、当該プロジェクト支援担当省庁において、政府承認のレターを発行する。

(4) 幹事会及び推進本部への報告

連絡会は個別プロジェクトの承認に係る結果については、事後にこれをまとめた上で、幹事会に報告する。報告を受けた幹事会は、推進本部に対してこれを報告する。

4. 国別登録簿の整備等

国別登録簿の整備については、経済産業省及び環境省が共同で進めるとともに、国別登録簿管理者として共同で運営管理を行う。また、両省は国別登録簿の内容について連絡会に報告する。

5. その他

(1) 京都メカニズム活用のための体制については、国際ルールの策定状況等を踏まえつつ、必要に応じて改定する。

(2) 上記に定めるもののほか、連絡会の運営等に関して必要な事項については、連絡会において別に定める。